

株式会社 第一興商

I. 要約

管理事業法が施行されて3年が経過しようとしているが、弊社は、同法の施行により最も実務上の影響を受けた著作権利用者として、同法施行による実務上の重大な影響・問題点として以下の点を指摘する。各点の詳細は下記IIにおいて詳述する。

(1) 著作権利用者において、著作権等管理事業者（以下「管理事業者」という）がその主張する管理楽曲の著作権について著作権者から信託譲渡を受けるなどして適法な権限を有しているか否かについて確認できる公示手段がなく、著作権利用者は使用料の二重払いのリスクの負担を余儀なくされること。

(2) 管理事業者が文化庁に届け出る使用料規程は競争の原理が働くような性質のものではなくむしろ高くなりがちであり、また、その策定にあたっては利用者団体等の関与が制度的に担保されていないため利用者の意見が反映される保障がなく、結果として著作物の利用促進を阻害する結果を招来しかねないこと。

(3) 仲介業務法施行下における社団法人日本音楽著作権協会（以下「JASRAC」という）と楽曲の包括的利用許諾契約を締結していた通信用カラオケ事業者、放送事業者、有線放送事業者等の著作権利用者は、管理事業法施行前と同様に JASRAC に対し使用料を支払っているにもかかわらず、楽曲の管理事業者が JASRAC から新規管理事業者に変更されたことにより、著作権利用者が知らない間に当該管理事業者の管理にかかる楽曲の使用が違法になり、また、その利用態様が従前と変わらないにもかかわらず著作権利用者の支払うべき使用料の額は増加しコスト増を招来し、結果として通信用カラオケ事業者や放送事業者のビジネスそのものを不安定な要因を作出していること。

II. 各論

1. 管理事業者の著作権使用料請求権限の確認方法の欠如

(1) 第1に指摘しなければならない点は、管理事業法に基づき管理事業者として登録を行った事業者が管理していると称する各著作権について、当該事業者が真に著作権者から当該著作権の信託譲渡（あるいは管理委託。以下同様とする。）を受けているのかについて、利用者において何ら確認できる公示方法がないことである。管理事業法は、管理事業者は自己の取り扱っている著作物等に関する情報を利用者へ提供するように努めなければならない旨定めているが（同法17条）、かかる規定はあくまでも努力義務に過ぎず、これに違反しても何ら罰則は科せら

れるものではない。また、この規定に基づき提供の対象となるのは、著作物等の題号又は名称、著作権者名、公表年月日、利用方法の別等の情報に過ぎず（著作権法令研究会編『逐条解説著作権等管理事業法』97頁（有斐閣、2001年））、管理事業者が当該著作権の信託譲渡を受けている事実を証する書面等は含まれていない。すなわち、管理事業法は、管理事業者は信頼のできる事業者であることをあたかも前提としているかのようであり、著作権等管理事業として著作権使用料の請求業務が含まれることを想定しているにもかかわらず、当該管理事業者がその権限を有するか否かについてチェックする規定を何ら設けていないのである。

(2) しかしながら、この点は実務上極めて重大な影響を与えていると言わざるを得ない。すなわち、著作物利用者としては、著作権の信託譲渡を受けておらず権限を有していない管理事業者に対し使用料を支払ったとしても免責されず、後に正当な権限を有する著作権者あるいは管理事業者から当該著作権の使用料を請求された場合にはこれに応じなければならず二重払いを余儀なくされるのである。

この点、利用者は「債権の準占有者に対する弁済」について規定する民法第478条の適用により免責を受ける余地もあるが、同条の適用について最高裁（最判昭和37年8月21日民集16巻9号1809頁）は弁済者に善意・無過失を要求していることから、利用者は当該管理事業者が適法な請求権限を有しているか否かについて一定の調査をする必要に迫られる。かかる調査を行わなければ利用者は安心して著作物を利用することができず、これ自体が著作物の円滑な利用が阻害されていると評価することもできよう。

さらには、利用者の求めに応じて管理事業者が著作権者から著作権の信託譲渡を受けている事実を証する書面等を提供する場合にはまだ良いものの、管理事業者がこれに応じない場合は、利用者としては現行法上管理事業者に対しそれ以上の要求を何らすることはできず如何ともしがたい状況に追い込まれることとなるのである。特に海外の楽曲の著作権の信託譲渡の有無については、利用者において調査しようにもその手段や範囲には限界があり、利用者としては管理事業者が正当な権限を有しているのか全く不明なまま使用料の請求をされることになる。

このように利用者が管理事業者の権限が明らかでない場合には二重払いのリスクを避けるため使用料の支払いを留保することがむしろ一般的であると考えられるが、そのような場合にあっても、利用者が管理事業者からの使用料の支払いに応じなければ年5%の割合による民法上の遅延損害金が加算されることになり、これが不合理な結果であることは言うまでもない。

(3) 実際、弊社は、株式会社アジア著作権協会（以下「ACA」という）なる管理事業者から、同社は韓国の楽曲の著作権を管理していると称してそれらに関する著作権使用料を請求された。弊社は、社団法人音楽電子事業協会（以下「AMEI」という）を通じて、ACAがその主張する管理楽曲について適法な請求権限を有するの

かを確認するため同社が管理する楽曲のリスト及び同社が著作権者から著作権の信託譲渡を受けていることを証する書面を求めたが、ACA は後者については何ら明らかにせず、また、楽曲のリストについては提供されたもののその中には JASRAC に登録されている楽曲も含まれていた。そればかりか、ACA は株式会社韓日著作協会と名乗っていた平成 14 年においては、ACA は韓国において海外向著作権の信託業務を行うことができる唯一の団体である NS 企画から著作権の譲渡を受けている旨説明していたが、その 1 年後にはかかる説明は間違いであったと述べるに至り説明内容が不合理に変遷した。かかる経緯から、弊社を含む AMEI は ACA が果たして正当な権限を有するのか疑問を抱き二重払いのリスクを避けるために ACA に対し詳細な資料の提出を求めたが ACA はこれに応ぜず一方的に交渉を打ち切ったのである。その後、ACA は、突如本年 8 月に弊社に対し多額の著作権使用料の支払いを求めて東京地方裁判所に提訴し弊社は応訴負担を余儀なくされた。弊社としては、ACA が正当な権限を有することが確認できないまま使用料を支払うことはできないことから資料提示を求めたにもかかわらず、ACA はこれを拒否して自己の権限について何ら満足のゆく説明をすることなく一方的に交渉を打ち切った挙句に提訴したのであって、このような事態が今後も頻発するのではないかと危惧されるところである。

(4) 以上のとおり、著作権利用者としては著作権の使用料の支払いにあたっては請求者が適法な権限を有しているか否かについて重大な関心を持つのが通常であるところ、管理事業法は、この点について何ら問題にすることなく文化庁長官の登録を受けさえすれば著作権等管理事業を行えることとしている点において、利用者の安心した著作物の利用を阻害しており妥当でない。このような法制度の下では、悪質な業者が管理事業者登録をしてあたかも著作権の信託譲渡を受けているかのように装い著作権使用料を騙し取ることも近年では十分想定される場所である。請求を受けた者としても当該管理事業者が文化庁のホームページに登録されている事実を確認できたときには安易に支払いに応じることも容易に想定され、管理事業法を利用した詐欺的行為等が頻発する事態も懸念される。

2. 使用料規程の策定方法の問題点

(1) 管理事業法は、指定著作権等管理事業者以外の管理事業者については、その使用料規程の策定にあたっては、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するように努めなければならない旨規定しているのみで（同法第 13 条 2 項）、それ以外に何ら規制を課していない。かかる規定も努力義務にとどまるため利用者団体の意見が使用料規程に反映される保障はなく、実際には使用料規程は管理事業者が一方的に定めることも可能となっている。また、管理事業者は、使用料規程を届け出たときは、当該届出が受理された日から 30 日間（延長の場合は最大 3 ヶ月）、当該届出に係る使用料規程を実施してはならないとされているが（管理事業法第 14 条 1 項及び 2 項）、これらの規定はかかる届出がなされたことが少なくとも利用者団体などに周知されなければ実効性をもたないものであるとこ

る、管理事業法は管理事業者に届出に係る使用料規程の公表を義務付けているに過ぎず（同法第13条3項）、また公表の方法は特段定められていないため、利用者団体は容易にこれを知ることができずこれらの規定は画餅に帰してしまっているのが実情である。なお、利用者団体等からの要請がなくとも、文化庁長官は委託者又は利用者の利益を害する事実があると認めるときは管理事業者に対し使用料規定の変更などを命ずることができる（法第20条）、何が「利用者の利益を害する」かについては利用者団体等の意見等を待たなければ文化庁長官が単独で判断することは困難であると思われる。

(2) 著作物は個性を有するものであって代替性がないことを特徴とするため、市場の原理が働くということは考えられず、使用料規程の策定については原則として管理事業者の幅広い裁量に委ねられるとすると使用料は高くなりがちである。すなわち、代替性がない故に需要が大きい楽曲を有する管理事業者は利用者の足元を見て使用料を高く設定することも可能なのである。したがって、代替性のない著作物の使用料を定める使用料規程については、このような特殊性に鑑み管理事業者登録時においてその合理性について文化庁において厳密に検討しなければ著作物の円滑な利用を害する結果となる。

実際にも、前述のACAの定める業務用通信カラオケに関する使用料規程（添付別紙1「ACA使用料規程」参照）は仲介業法施行時における唯一の管理事業者であったJASRACの業務用通信カラオケに関する使用料規程（添付別紙2「JASRAC使用料規程」）と類似しており、極めて不合理である。すなわち、当時のJASRACはカラオケ事業者によって利用されているほとんどすべての楽曲を管理していることを前提とする包括契約に基づき使用料を徴収しており、そのため業務用通信カラオケに関する著作権使用料は、①業務用通信カラオケのアクセスコード（データ）数に応じて設定される「基本使用料」と②業務用通信カラオケ事業者が有するカラオケ端末台数に応じて設定される「利用単位使用料」の合計額とされている。ACAも同様に①「基本使用料金」と②「利用単位料金」の合計額を使用料と定めるが、ACAのようにその主張するところによっても管理楽曲数が著しく少ない管理事業者がカラオケ業者の有する端末台数に応じた利用単位使用料を算出することには何ら合理性がないのである。端末台数に応じた利用単位使用料の設定手法は当該管理事業者の管理楽曲数が極めて多いことを前提とするものであり、管理楽曲数が少ない場合、極端な例を出せば管理楽曲数が1曲であっても端末台数に応じて使用料を算出することが不当であることは誰の目から見ても明らかであろう。

以上のとおり、管理事業者の使用料規程が届出制となっており、利用者団体等の意見が適切に反映されることが何ら保障されていないこと、それに代わる文化庁の一定の指導・関与も実務上困難であることから、管理事業法の使用料規程に関する規制は利用者の視点を欠き不適切であると言わざるを得ない。なお、使用料規程を届け出るときは、利用者団体等から意見聴取するように努めたことを疎明する書面の提出が求められるが（管理事業法施行規則第14条）、弊社もAMEIもACAの使

用料規程について協議した事実はなく、ACA は文化庁に対し虚偽の疎明資料を提出したのではないかと疑われるところである。

(3) ACA は、上記弊社に対する訴訟においてかかる不合理な使用料規程に基づき著作権侵害の損害賠償を求めているが、上記のような現行法下における適正手続きも経ず、またその内容も不合理である当該使用料規程に基づき損害賠償の額が決定されるようなことはあってはならないことである。しかしながら、使用料に関して他に基準となるべきものがない以上、かかる使用料規程が損害賠償の算定に用いられる可能性も否定できないところであり、使用料規程への文化庁の監督権限を強化しない限りはこのような極めて不当な請求も容認される可能性があり、一刻も早い制度改正ないしは運用改善が求められるところである。

3. 著作権利用者の立場の法的安定性の欠如

(1) 最後に、管理事業法の施行により利用者の立場が不安定になっていることを指摘しておきたい。すなわち、従前は、仲介業務法のもと楽曲について JASRAC が唯一の著作権管理団体として著作権管理業務を行っていた。それが管理事業法の施行により楽曲の著作権者は著作権等管理事業を他の管理事業者自由に変更することができるようになった。これにより、利用者はそれまで JASRAC に対し使用料を支払うことで適法に楽曲を利用していたにもかかわらず、著作権者が管理事業者を変更したことによりある日突然当該楽曲の使用が違法なものになってしまうという法的リスクが生じることになってしまう。特に、従前 JASRAC との関係で包括的利用許諾を締結してきた業務用通信カラオケ、インタラクティブ通信、放送、有線放送の分野で著しい不都合が生じることが予測される。これらの分野においては日常的に大量の楽曲を使用しているところ、従前は管理団体は JASRAC のみであったため、JASRAC と包括的利用許諾契約を締結さえしていれば (JASRAC に対して信託譲渡されていない一部の個人管理の楽曲を別にすれば) 楽曲の利用について違法性を問われることはなかった。しかしながら、楽曲の管理事業者が変更されれば、利用者は従前どおり JASRAC に対して利用料を支払っていても (包括的利用許諾契約を前提とする使用料規程であるため使用料も従前と同額である)、管理事業者が変更された楽曲の使用については違法となってしまう。管理事業法上は楽曲の管理事業者が変更されたとしてもかかる事実を既存の利用者に対し通知することを義務付ける規定はなく、したがって、利用者は当該変更の事実を知らされることはなく、知らないうちに楽曲の違法な使用をすることになってしまう。また、利用者において、大量の使用楽曲について管理事業者が変更されていないかを確認することは事務処理上不可能であり現実的ではない。

(2) さらに、従前 JASRAC との間で包括的利用許諾契約を締結してきたカラオケ事業者、放送事業者等は、新たな管理事業者が出現することにより、包括的利用許諾契約を締結している JASRAC に対して支払う使用料の額は変わらないところに、当該新規管理事業者に対して別途使用料を支払うことになるため、従前と同じ

楽曲数の利用をしても使用料の額が増える事態が生じてしまう。利用者の利用態様は従前と変わらないにもかかわらず新規管理事業者が出現することにより支払うべき使用料が増加するという事態は利用者の事業の安定性を脅かすものであり妥当でないことは明らかである。そして、この場合、上述のとおり当該新規管理事業者の使用料規程について利用者団体の意見が反映されるものとは限られないことから、利用者が負担する新たな使用料の額は不合理に高く設定される可能性もあり、このような事態を容認している管理事業法自体が、カラオケ業界や放送業界、有線放送業界等の固有の事業リスクとなっているともいうことができる。

4. 要望事項

以上のとおり、現行の管理事業法は著作権利用者側の視点を欠くものであって同法の施行は著作権利用者に対し重大な悪影響をもたらしている。したがって、今般の管理事業法の見直しにあたっては上記に指摘した事項を踏まえ、著作権利用者側の権益・便宜にも配慮した抜本的かつ大幅な法改正を行うべきであると考え。具体的には、弊社は、対応策として少なくとも以下のような措置が早急に取られる必要があると考える。

(1) 管理事業者が真に著作権等管理事業を行う権限を有するかについて文化庁が一定の確認を行うこと。

上述のとおり、著作権利用者としては、使用料の二重払いのリスクを負担してまで管理事業者に対し請求された使用料を支払うことは実務上困難である。したがって、管理事業者が著作権の信託譲渡を受けている事実について文化庁が一定の確認を行うことを著作権等管理事業の開始要件とすべきであり、また、事業開始後も管理事業者から定期的に新たな管理楽曲についての権限の有無を確認すべきである。さらに、著作権利用者の使用料二重払いのリスクを完全に払拭することができない場合に備え、管理事業者には登録時に文化庁に対し一定の保証金を預託させ、将来無権限が判明し著作権利用者から払戻しの請求があった場合の原資とすべきである。

(2) 管理事業者の使用料規程の策定は、利用者団体との協議・合意を条件とすること。

上述のとおり、管理事業法の下では管理事業者は使用料規程について利用者又は利用者団体からあらかじめ意見聴取を行う旨の努力義務が定められているものの、かかる規定は利用者の権益への配慮に十分であるとは言い難い。極端に言えば、現行法の下では、著作権使用料は管理事業者の言い値とすることができるのであり、これが著作物の円滑な利用を阻害することは明らかである。また、管理事業法の施行により従前 JASRAC と包括的利用許諾契約を締結していた業務用通信カラオケや有線放送などの分野における利用者は不安定な立場に置かれるこ

とになり、また、予測不可能なコスト増加リスクを抱え込んでいるのが現状である。これらを防止するためには、①管理事業者の使用料規程は利用者団体との協議・合意を条件とする、②利用楽曲の管理事業者に変更があった場合には、新規管理事業者とのみ使用料の交渉をするのではなく、利用者の地位が従前と比べて著しく不利益にならないように、管理事業者の代表を定めて当該管理事業者の代表と使用料の交渉・決定をする制度を構築する、等の措置が必要である。

(3) 文化庁の監督権限・監督責任を強化すること

管理事業法の施行により、それまで JASRAC 一本であった窓口が複数に分散されることになり、著作権利用者の事務負担は著しく大きくなった。そのうえ、管理事業者に対する規制が緩いために著作権利用者としては上述のような予期せぬ事務負担増・コスト負担増を余儀なくされている。すなわち、管理事業法の施行は著作権利用者の側から見ると著作権利用に重大な悪影響を及ぼしているにほかならない。これらを少しでも緩和させるためには文化庁の監督権限を強化するとともに監督義務・監督責任を明確に規定すべきである。文化庁による適格な監督が行われることにより著作権利用者が安心して著作権利用を図ることができるのである。具体的には、①法令遵守体制が整っている事業者など社会的に一定の信用性が認められるかを登録時に検査し、信用性が認められないおそれがある事業者の登録を認めないこと、②登録時及びその後の定期的な著作権管理権限の有無についての適正な検査を行うこと、③著作権管理権限がない楽曲について使用料の請求をしていたなどの事実が判明した場合には、管理事業者の登録の取消し又は著作権等管理事業の停止処分を命ずること、さらには、罰則を設けたうえで適切な金額の罰金を科すこと、等の措置を実施できるように管理事業法を改正すべきである。

以上